

令和5年度 第3回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和5年6月30日(金)午後1時30分～午後2時50分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番: 杉尾 敏憲 2番: 白尾 親昭 3番: 岩元 律子 4番: 森山 良久
5番: 山下 妙子 6番: 市野 たつ子 7番: 猶木 悟 8番: 市蘭 由美子
9番: 大重 孝司 10番: 小長野 誠 11番: 本村 正一 12番: 坂元 廣幸
13番: 牧野田 隆平 14番: 松元 信道 15番: 平 富士夫 16番: 内飢 達也
17番: 西 泰行 18番: 宮原 千年 19番: 夏田 恒

【農地利用最適化推進委員】

1番: 上福元 克己 2番: 長野 洋一 3番: 松永 政裕 4番: 松元 健一
5番: 池端 隆志 6番: 堂前 澄男 7番: 橋本 好文 8番: 比良 文識
9番: 内村 幸雄 10番: 宇都 和義 11番: 扇蘭 弘行 12番: 柚木 利雄

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 非農地証明願について
9. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長 始良農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和5年度 第3回、 始良市農業委員会 総会を、開 会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達してお りますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定 する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくこ とに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』

議 長	それでは、農業委員 7 番、農業委員、農業委員 8 番、農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第 2 会議書記の指名 ———
議 長	次に、日程第 2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第 3 1 条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。 ——— 日程第 3 議案第 1 号(26 件) ———
議 長	次に、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1 番から 2 6 番について、事務局からの説明を求めます。

事務局	農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、説明いたします。 告示日は6月30日、契約の始期は、令和5年7月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で2件、3年間で3件、5年間で17件、10年間で4件、で合計、26件、44,478㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからありますので、確認頂きたいと思います。 以上で、説明を終わります。なお、総会資料の5ページ、22番から24番が、5番農業委員、25番が17番農業委員、26番が3番農業委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力をよろしくお願いします。
議長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から26番について、質疑に入ります。なお、22番から26番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から21番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 2 1 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 2 1 番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、2 2 番から 2 4 番の関係者、農業委員 5 番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、2 2 番から 2 4 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、2 2 番から 2 4 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、22番から24番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員5番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議長	次に、25番の関係者、農業委員17番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議長	これより、25番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、25番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、25番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員17番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議長	次に、26番の関係者、農業委員3番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議長	これより、26番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、26番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、26番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員3番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	—— 日程第4 議案第2号(1件) ——
議長	次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。1番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は7ページです。今月の件数につきましては、1件です。それでは、1番につきまして、説明いたします。譲受人は、始良市西餅田在住の〇〇です。譲渡人、東京都品川区在住の、〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、増田265番、登記地目、田、面積216㎡と、増田291番、登記地目、田、面積2,969㎡の2筆、面積の計が、3,185㎡です。対価につきましては、総

	額、143万3,250円で、10アール当たりの単価が、450,000円ということで、決定いたしました。以上で、説明を終わります。 議長 ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、あっせんの経過報告をお願いします。 委員 はい、推進委員7番です。あっせんの経過につきまして、説明いたします。6月7日、午前9時より 蒲生総合支所、2階会議室において、譲渡希望者〇〇の代理人〇〇と、譲受人〇〇、あっせん担当委員として、私と、8番推進委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、田2筆で、合計面積が、3,185㎡、総額、〇〇円、10アールあたり、〇〇円で成立いたしました。今後、所有権の移転登記を行う予定です。以上で、報告を終わります。 議長 これより、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、質疑に入ります。1番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 委員 「質疑・意見なし」
--	--

議 長 委員	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	——— 日程第5 議案第3号(6件) ———
議 長 事務局	次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第3号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、8ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の、1ページから調査書がございますので、審議の参考として下さい。 それでは、まず1番について、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地

議 長	は、加治木町西別府の畑が1筆、面積が911㎡で、贈与による所有権移転です。以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年6月18日、譲受人宅を訪問し聞き取りをした後、申請地を確認しました。申請地は、現在は何も作付けはしてありませんでしたが、きれいに管理されていました。労働力は、本人と友人が手伝うとの事です。野菜を作付けし、自家用と友人に提供、残った分は、100円店での提供も考えているそうです。また機械等ですが、トラクター、田植え機、軽トラ、管理機、草払機、2トンダンプ、揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番について、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が1筆、面積は、169㎡で、売買による所有権移転です。以上で、説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年6月14日、申請地を調査し、譲受人に聞き取りを行いました。労働力については、本人、妻、息子、娘の5名です。農業用機械については、軽トラ、トラクター、コンバイン等、揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番について、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が2筆、合計面積は、749㎡で、贈与による所有権移転です。以上で、説明を終ります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年6月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査しました。労働力については、2人です。農業用機械については、耕運機、草払い機、

	管理等、揃っております。また、申請地に一部、野菜が植えられており、手を入れてありました。残りの部分もきれいに耕運され、管理されていきました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番について、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆、面積は、1,054㎡で、贈与による所有権移転です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年6月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い申請地を調査しました。労働力については1人ですが、何名か、忙しい時は、手伝いをしてくれる方がいるそうです。農業用機械については、今も田んぼをしておりますので、トラクター、田植え機、脱穀機、コンバイン、草払い機等、全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番について、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆、面積は、785㎡で、贈与による所有権移転です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年6月21日、譲受人と合い、聞き取りし、申請地を調査しました。労働力については2人です。農業用機械については、管理機1台、草払い機1台、田植え機、コンバインはレンタルで、と考えています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番について、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が1筆、面積は、2,683㎡で、売買による所有権移転です。以上で、説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年6月20日、譲受人宅を訪問、聞き取りし、申請地を調査しました。譲受人の労働力については、父と2人です。農業用機械についても、揃っているとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第6 議案第4号(3件) ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、10ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田が1筆で、面積は368㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は一般住宅となっております。現住居に隣接する申請地に、住宅を建築したいとの事です。顛末書が、参考資料の4ページに添付されております。内容は、隣接地に昭和54年、夫が住宅建築した際、今回の申請地に、一部、越境していたとの内容です。以上で、説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地で問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から北東に約250mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が私道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございませぬ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は、加治木町朝日町の田が1筆で、面積は212㎡です。隣接の宅地、公衆用道路とも一体利用する計画で、全事業面積は、464.56㎡となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地の拡張となっております。始末書が、参考資料の8ページに添付されております。内容は、隣接の住宅を平成28年に建てる際に、今回の申請地も一緒に造成を行い、駐車場の一部として既に利用しているとの事で、今回

	追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 1 1 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分については、第 3 種農地で問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から南に約 3 2 0 m の位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が私道、南が宅地、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、すでに転用済みであり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは 3 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は、平松の田が 2 筆で、面積は、合計で 5 9 7 m²です。隣接の雑種地と一体利用する計画で、全事業面積は、1, 5 8 3 m²です。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、貸駐車場となっております。申請理由は、隣接する駐車場と一体利用し、貸駐車場としたいとの事です。参考資料の

	13ページに、理由書を添付しております。内容につきましては、今回の申請地を令和2年6月と11月に、3条で許可を得て、耕作をしていましたが、今回、隣接の駐車場を利用している〇〇から、申請地を駐車場として貸し出してほしいとの願いがあり、本申請に至ったとの経緯であります。また、条件として既存の排水路が通っていますが、それを存続させることを条件に付しての許可を予定しております。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地で問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から西に約290mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が雑種地、西が田、南が里道、北が田となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、既存の排水路を存続させる事であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から３番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から３番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から３番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	——— 日程第７ 議案第５号(７件) ———
議 長	次に、日程第７、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から７番について、説明をお願いします。まずは、１番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、11ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、7件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆で、面積は263㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、592.19㎡です。令和4年12月5日付けで、一度、5条許可を受けており、法人で貸駐車場として取得し、隣接する医院に貸駐車場として貸し付ける内容でしたが、令和5年5月31日付けで、取り消し願いが提出され、今回改めて、個人で取得し、隣接する医院に貸駐車場として貸し付けたい内容での申請となっております。所有権移転の申請となっております、農地区分は第3種農地で、転用目的は、貸駐車場となっております。また、参考資料の18ページに顛末書が添付されております。内容は、昭和45年頃に、現在の所有者の親のほうで、倉庫を建築していましたとの内容となっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地であります。被害防除現況としましては、東が県道、西が山林、南が宅地、北が

	宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、寺師の田が1筆で、面積は200㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、500.5㎡です。所有権移転の申請で、農地区分は第1種農地です。転用目的は宅地拡張となっております。今回の譲受人が空き家を購入した際、今回の申請地も宅地に一部となっていたため、今回、農地転用の申請となっております。参考資料の24ページに、顛末書を添付しております。内容は、現在の所有者が、この申請地を取得した際には、既に宅地の一部となっており、前の所有者が、申請地の一部を駐車場として使用していた旨の内容です。また、23ページに、面積超えの理由書を添付しています。一体利用地を含めると、一般住宅の基準である500㎡を0.5㎡超えるため、今回、理由書を提出いただいています。内容としましては、既存の宅地面積だけでは、駐車場と通路のスペースを確保できないため、今回、こちらの申請地まで一体利用であります。また、第1種農地あり、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で、説明を終ります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が雑種地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が 1 筆と田が 1 筆で、面積は、合計で 1, 1 6 5 m²です。所有権移転の申請であり、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、資材置場となっております。以上で、説明を終ります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 1 2 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が河川と原野、西が宅地、南が市道、北が原野です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、と〇〇、申請地は、東餅田の田が 3 筆で、面積は、合計で 1, 4 8 1 m ² です。隣接の用悪水路も払い下げとなっており、面積は、1, 5 2 6 m ² となっております。所有権移転の申請であり、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、5 区画の宅地造成となっております。以上で、説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 5 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 3 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と宅地と水路、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5 番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が 1 筆で、面積は、合計で 2 4 3 m ² です。所有権移転の申請になります。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、1 区画の宅地造成となっております。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 5 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が2筆で、面積は、合計で256㎡です。隣接の公衆用道路との一体利用で、全事業面積は、369㎡です。所有権移転の申請で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成となっております。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、7番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきましてご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が2筆で、面積は、合計で1,654㎡です。所有権移転の申請になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成となっております。条件として、隣接農地の用水路を確保することを付す予定であります。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約1

	50mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が田、南が田、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接農地の用水路を確保することです。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、推進委員4番です。7番についてです。申請地の周りは、全て田で、公衆用道路が2面にあるのですが、現地調査委員は、用水路の確保をお願いしたいとの事ですが、この件に関しては、敷地の排水、周りの田んぼの用排水、用水の確保ですが、造成計画書がついていないので、審査をするのは難しいと考えますが、事務局はどうでしょうか。
事務局	造成計画図面につきましては、参考資料の43ページに添付されている土地利用計画図で示させていただいております。この土地の排水についてですが、43ページの図面によりますと、申請地の西側と北側に、排水路、側溝を設けまして、左上の角に柵を設けまして、北側の道路を挟んだ水路のほうに、排水を行う計画になっております。また、周りの

	農地の用排水に関して、まず、西側の隣接している田の用排水については、西側の田んぼの北側に取水口があり、そのまま南側に排水をすることになっております。南側隣接地の用排水につきましては、今回、こちらが条件で示している、用排水路の確保で、現在、申請地東側に道路があり、その間に用水路が入っておりますので、計画では、この用水路を残し、南側の田んぼに水を入れるとなっており、排水については、更に南側、南西側で排水となっております。南側に水が来なくなることがないように、条件をつけさせていただいているところです。以上です。
委員	はい、推進委員 4 番です。将来は、分譲という事ではないのでしょうか。参考資料の 4 4 ページ、計画書では、着工完了が書いてあるだけで、何もわからない状態です。将来的な要求は、されなかったのですか。
事務局	今回の計画につきましては、宅地として区割りをするのではなく、1 区画での販売をする計画となっておりますので、一般住宅地のようにして販売するのではなく、事業所用地やアパート用地等、広めの 1 区画で販売をしたいとの計画となっております。以上です。
委員	はい、推進委員 4 番です。1 区画だけの利用とのことでしょうか。であれば、いいのかなと考えます。以上です。

議 長	他に、質疑のある方、いらっしゃいませんか。それでは、お諮りいたします。議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から７番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から７番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、２番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ——— 日程第８ 議案第６号（１件） ———
議 長	次に、日程第８、議案第６号、非農地証明願について、議題に供します。１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、１４ページになっております。今月の申請件数は１件となっております。それでは、１番につきましてご説明いたします。申請人は、○

	○、土地の所在は、西餅田の畑が1筆で、面積は、835㎡です。農地区分は第3種農地で、昭和58年に自宅を建築した際、隣接する申請地にも、倉庫、車庫、庭等を施工し現在に至り、今回、非農地証明の申請が出されております。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、○○から東に、370mの位置であります。現況につきましては、申請のとおり、宅地となってから、約40年程度たっていると認められます。周囲の現況として、東が宅地、西が宅地、南が私道、北が宅地。非農地として認定するやむを得ない理由としましては、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項はありません。総合意見として、現地調査委員としては、承認意見であります。以上です。
議長	これより、議案第6号、非農地証明願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ——— 日程第 9 議案第 7 号 ———
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第 1 号の農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので別案件として上程しております。今回、始期を令和 5 年 7 月 1 日として設定する募集期分について、ご審議いただきます。なお、総会資料 17 ページの 3 番が、議席番号 19 番、農業委員会会長に係る案件となっております。

	ますので、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際は、ご退席願います。それでは、資料16ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきましては、各筆明細の一覧表を、次の17ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規2件、更新1件、の合計3件となっております。申請面積は、それぞれ、新規3685㎡、更新951㎡、の合計で4,636㎡です。設定する種別は、使用貸借権が1件、賃貸借権が2件となっております。今回の地域設定は、加治木町木田、蒲生町上久徳、白男地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。なお、3番については、私が、議事参与制限に関係しておりますので、3番の審議の際は、会長職務代理者であります、農業委員と議長を交代し、私は、退席いたします。まずは、1番と2番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、農業委員14番です。 2番につきましては、場所は蒲生ですが、つくられる方が薩摩川内市とのことで、薩摩川内市から来られて、

	耕作をされるとの事です、10年間、通作されるとのことで、このあたりも調査されているとの事です。確認です。
委員	はい、農業委員1番です。今の件についてですが、〇〇さんの住所は、薩摩川内市ですが、蒲生在住の親の介護で、来ています。また、田んぼも耕作しておりますので、特に問題は無いかと思います。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。それでは、お諮りいたします。議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり、決定いたしました。ここで、会長職務代理者であります農業委員と、議長を交代し、私は退席いたします。
委員	（農業委員会会長 退席 ・ 会長職務代理者農業委員 議長席着席）

議 長	これより、議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3 番について、質疑に入ります。3 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3 番について、原案のとおり、決定いたしました。それでは、農業委員会会長と、議長を交代いたします。農業委員会会長の議長席への、着席をお願いします。
委員	（会長職務代理者農業委員退席 ・ 農業委員会会長 着席）
	——— 日程第 10 ———

議 長	次に、日程第 10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。6月は、3件、提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（6月分）を、のちほどご確認ください。以上で、報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	——— 日程第 13 ———
議 長	次に、日程第 11、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔無し〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。

事務局	〔農業新聞の推進について〕 〔農地パトロールの実施について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和5年度、第3回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____